

回 覧

令和3年12月23日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

国の臨時特例給付金について（お知らせ）

日頃より、町行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、国の経済対策では、住民税非課税世帯を対象に臨時特例給付金が給付されます。

対象となる世帯主の方に対しまして、この給付金を受け取るため必要な申請書類を1月中旬ごろ郵送いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、貴自治会内に班回覧いただき、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

次の3つの要件すべてに該当する「住民税非課税」の世帯

- ①令和3年12月10日現在、本町に住民票がある
- ②世帯の全員が、住民税非課税
- ③世帯員のうち、税法上の扶養を受けていない方が1人以上いる

※ 世帯全員の令和2年分の所得情報が判明している世帯が対象となりますので、未申告となっている場合など、所得の申告が必要な世帯には別途通知します。

2. 給付額

1世帯あたり10万円

3. その他

この給付金とは別に、町の独自事業として、原油価格の高騰による暖房費の家計に与える影響を緩和することを目的に、住民税非課税世帯を対象に商品券（1万円分）を支給します。給付金の申請書をお送りする方には、申請書類に同封しておりますのでお受け取りください。

なお、令和3年1月1日以降に本町へ転入された場合は、前住所地等への課税状況の確認が必要なため、発送が遅れることがあります。

お問い合わせ先
小清水町役場 保健福祉課福祉係
☎ 62-4473（直通）